

鹿沼市花木センター条例の一部改正について

次のように改める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市花木センター条例の一部を改正する条例

鹿沼市花木センター条例（昭和 49 年鹿沼市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

9 こどもの遊び場利用料金（基準額）

利用者の区分	料金区分	
1 歳以上の者	1 回につき	100 円
障害者	1 回につき	50 円

備考

- この表において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者であって規則で定めるものをいう。
- 1 回当たりの利用時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。